

自閉症

(2) 自閉症のある子供に応じた教育課程編成

① 自閉症教育の対象と教育課程編成の考え方

ア 自閉症教育の始まり

我が国の自閉症教育の始まりは、1966年に東京都内の通常の学級において自閉症児を指導している担任によって発足された「自閉症と言われる子の担任の会」に遡ります。文部省（現 文部科学省）は、自閉症のある児童生徒のための教育の場の開設に当たり、そのための基礎資料を得るため1967年に「児童生徒の心身障害に関する調査」を全国規模で実施しました。そして、1969年には、東京都杉並区立堀之内小学校内に我が国初の自閉症のある児童生徒の教育を目的とした情緒障害特殊学級である「堀之内学級」が開設されました。また、1979年の養護学校（現在の特別支援学校（知的障害））義務化以降は、自閉症のある児童生徒の教育の場として養護学校が利用されるようになりました。

自閉症のある児童生徒の様相は多様であり、知的障害の程度や随伴する症状の有無によって指導の在り方が異なります。現在、自閉症のある児童生徒の教育の場は、特別支援学校（知的障害）、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、通級による指導（自閉症）、通常の学級と多様化しています。

イ 自閉症教育の対象

知的障害を伴う自閉症のある幼児児童生徒は知的障害教育の対象とされ、特別支援学校（知的障害）または知的障害特別支援学級で教育を受けます。一方、知的障害を伴わない自閉症のある児童生徒は、自閉症・情緒障害特別支援学級または通級による指導（自閉症）、通常の学級で教育を受けます。

自閉症・情緒障害特別支援学級は、「自閉症又はそれに類するもので、他者との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので」（文部科学省，2013）が教育の対象となります（情緒障害のある児童生徒については、第2章8で述べています）。また、通級による指導（自閉症）は、「自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもので」が対象となります。

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童生徒と、通級による指導（自閉症）を受けている児童生徒の数は、年々、増加しています（図Ⅱ-9-1、図Ⅱ-9-2）。また、文部科学省（2013）の「通級による指導実施状況調査結果」によると指導を受け

ている児童生徒の数は増加傾向にあり、中でも増加している障害種の一つとして自閉症が挙げられます。

ウ 教育課程編成の考え方

特別支援学校（知的障害）に在籍する児童生徒の教育課程は、特別支援学校学習指導要領（文部科学省，2009）に示されている知的障害者である児童生徒の教育課程が適用されます。特別支援学校（知的障害）では、段階別に示された各教科、各領域（道徳、特別活動、自立活動）、総合的な学習の時間（中学部、高等部）、また、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導する各教科等を合わせた指導が行われます。各教科等を合わせた指導には、生活に結び付いた実際的かつ具体的な学習活動の形態として日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習があります（特別支援学校（知的障害）の教育課程の詳細は、第2章3を参照してください）。

特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程は、小学校及び中学校の教育課程に準ずることが基本ですが、学校教育法施行規則第138条により、学校教育法に定める小学校・中学校の目的や目標を達成することを前提として特に必要がある場合には、児童生徒の障害の程度や実情に応じて特別支援学校の学習指導要領を参考にしながら「特別の教育課程」を編成することが可能となっています。

同様に、通級による指導においても学校教育法施行規則第140条に、主として各教科等の指導を通常の学級で行うことを原則とし、一部特別な指導として特別支援学校学習指導要領における自立活動の目標を参考にしたり、内容を取り入れたりするなどして学習活動が実施できるとしています。また、他校で通級による指導を受けた場合には、在籍する小・中学校における教育課程に係る授業に「みなす」ことができるとされています。

以降では、特別支援学校（知的障害）に在籍する自閉症のある児童生徒の教育課程編成、また、自閉症・情緒障害特別支援学級と通級による指導（自閉症）の教育課程編成について述べます。

② 障害の程度に応じた教育課程編成

ア 特別支援学校（知的障害）

知的障害を伴う自閉症のある児童生徒は、特別支援学校（知的障害）で教育を受けます。

特別支援学校（知的障害）における自閉症のある児童生徒の教育にかかわっては、「21世紀の特殊教育の在り方について：一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について（最終報告）」（21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議，2001）の中で自閉症のある子供には知的障害教育の内容や方法だけでは適切な指導がなされないこと、知的障害と自閉症の違いを考慮して自閉症の特性に応じた対応の必要性が示されまし

た。この報告を受けて、筑波大学附属久里浜特別支援学校（2011;2012;2013;2014）や文部科学省（2011）の特別支援教育総合推進事業の協力校をはじめとする特別支援学校（知的障害）では、自閉症に対応した指導内容や指導方法の検討が進められてきました。これら各校の実践から、自閉症の特性を踏まえた指導の内容や方法について一定の目安が明らかになってきました。具体的には、自閉症学級を設置したり、教育課程上に自立活動の時間における指導を位置付けたりして、自閉症のある児童生徒の多様な状態像を考慮し、個々の実態に即した指導を行うことが重要であるとされています。

イ 自閉症・情緒障害特別支援学級

文部科学省（2009）の「情緒障害者を対象とする特別支援学級の名称について（通知）」により、「情緒障害特殊学級」は現在の名称「自閉症・情緒障害特別支援学級」に改められました。この背景には、情緒障害特殊学級に在籍する自閉症のある児童生徒の在籍数の増加がありました。

自閉症・情緒障害特別支援学級は、原則、小・中学校の教育課程に準じることが基本とされていますが、自閉症のある児童生徒の実態に応じて特別な指導が行われることが必要となります。したがって、自閉症・情緒障害特別支援学級では、必要に応じて特別支援学校学習指導要領を参考にして、学級及び在籍する自閉症のある児童生徒の実態に応じて教育目標や教育内容などを決定します。

自閉症のある児童生徒に対する特別な指導としては、コミュニケーションや他者とのかわりの困難性などといった自閉症の障害によってもたらされる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした自立活動の指導があります。自閉症・情緒障害特別支援学級では、「特別の教育課程」として「自立活動」を位置付けることが可能となっています。自立活動の指導に当たっては、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と関連性をもたせながら指導することが大切です。

自閉症のある児童生徒の実態によっては、自立活動の指導のほかに下学年の学習の内容を取り入れたり、「特別支援学校（知的障害）代替の教育課程」を編成したりする場合があります。「特別支援学校（知的障害）代替の教育課程」では、各教科等を合わせた指導として、小学校では主に日常生活の指導や生活単元学習が、中学校では主に作業学習が行われる場合があります。

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の実態は、自閉症の状態像や知的発達度が個々で異なります。加えて、自閉症・情緒障害特別支援学級では、一つの学級に異学年の児童生徒が混在して在籍しています。これらのことを踏まえると、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の指導に当たっては、一人一人の実態に応じるための個別の指導計画の作成と活用が重要となります。

ウ 通級による指導（自閉症）

脳の中樞神経系の機能障害による自閉症と心理的な要因による情緒障害では指導の在り方が異なるとされ、2006年の学校教育法施行規則の改正において通級による指導の対象は「自閉症」と「情緒障害」に分類されました。

通級による指導（自閉症）では、各教科等の指導を通常の学級で行うことを原則とし、特別な指導として特別支援学校学習指導要領における自立活動を参考にしたり、内容を取り入れたりする等の「特別の教育課程」を編成することができます。通級による指導（自閉症）では、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動の指導と自閉症のある児童生徒の状態に応じて各教科の補充的な指導が行われます。ただし、各教科の補充的な指導に当たっては、単なる学習の遅れを補うのではなく、自閉症の障害特性により遅れや困難が生じている各教科について個々の自閉症のある児童生徒の実態に応じながら指導を行うことに留意する必要があります。